

令和7年第4回定例会 一般会計予算決算常任委員会
経済建設分科会審査記録

- 1 日 時 令和7年12月11日(木) 午後1時40分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第180号 令和7年度村上市一般会計補正予算(第11号)
- 4 出席委員(6名)

| | |
|----------|----------|
| 1番 三田敏秋君 | 2番 姫路敏君 |
| 3番 佐藤憲昭君 | 4番 富樫光七君 |
| 5番 小杉武仁君 | 6番 河村幸雄君 |
- 5 欠席委員(なし)
- 6 地方自治法第105条による出席者

副議長 大滝国吉君
- 7 分科会委員外議員(なし)
- 8 説明のため出席した者

| | |
|---------------------------|-----------|
| 副 市 長 | 大 滝 敏 文 君 |
| 政 策 監 | 須 賀 光 利 君 |
| 農 林 水 産 課 長 | 小 川 良 和 君 |
| 同 課 農 業 振 興 室 長 | 本 間 研 二 君 |
| 同 課 林 業 水 産 振 興 室 長 | 伊 藤 幸 夫 君 |
| 同 課 み ら い 農 業 創 造 推 進 室 長 | 高 橋 和 憲 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 高 橋 雄 大 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 主 査 | 鬼 原 典 子 君 |
| 地 域 経 済 振 興 課 長 | 富 樫 充 君 |
| 同 課 経 済 振 興 室 長 | 玉 木 善 行 君 |
| 観 光 課 長 | 山 田 昌 実 君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 長 | 村 山 真 一 君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 副 参 事 | 渡 辺 仁 美 君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 係 長 | 増 子 正 臣 君 |
| 建 設 課 長 | 須 貝 民 雄 君 |
| 同 課 整 備 室 長 | 小 田 康 隆 君 |
| 同 課 管 理 室 長 | 東 海 林 肇 君 |
| 都 市 計 画 課 長 | 小 野 道 康 君 |
| 同 課 参 事 | 忠 康 博 君 |
| 同 課 建 築 住 宅 室 長 | 小 田 雄 介 君 |
| 同 課 都 市 政 策 室 長 | 林 奈 美 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 稲 垣 秀 和 君 |
| 同 課 経 営 企 画 室 長 | 齋 藤 健 一 君 |
| 荒 川 支 所 産 業 建 設 課 長 | 高 橋 晃 君 |
| 神 林 支 所 産 業 建 設 課 長 | 中 嶋 琢 也 君 |
| 朝 日 支 所 産 業 建 設 課 長 | 鈴 木 健 次 君 |
| 山 北 支 所 産 業 建 設 課 長 | 森 山 治 人 君 |
- 9 議会事務局職員

局 長 内 山 治 夫
書 記 河 内 真 人

(午後 1時40分)
分科会長(河村幸雄君) 経済建設分科会の開会を宣する。

○本日の審査は、議第180号のうち経済建設分科会所管分について審査した後、議第180号のうち経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第1 議第180号 令和7年度村上市一般会計補正予算(第11号)のうち経済建設分科会所管分を議題とし、担当課長(農林水産課長 小川良和君、農業委員会事務局長 高橋雄大君、地域経済振興課長 富樫 充君、観光課長 山田昌実君、建設課長 須貝民雄君、都市計画課長 小野道康君、上下水道課長 稲垣秀和君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

(説明)

建設 課長 それでは、議件書の11、12ページを御覧ください。15款2項5目1節道路橋りょう費補助金の1、社会資本整備総合交付金の増額補正は、令和7年度現年分の社会資本整備総合交付金の除排雪委託に対する交付金について割当て内示があり、交付決定したことから増額するものです。また、都市計画道路南中央線整備事業の交付金の一部を建設課所管交付金事業に充当するものです。

都市計画課長 その下、説明欄2、社会資本整備総合交付金99万2,000円の減額につきましては、都市計画道路南中央線整備事業における補助額の調整に伴うものです。

第16款 県支出金

(説明)

建設 課長 次に、16款1項3目1節農業費負担金の補正は、継続事業の神林地域牛屋の一部調査区の地籍調査の要望額に対し、減額での割当て内示があり、交付決定したことから減額するものです。

農林水産課長 同じく16款2項4目農林水産業費県補助金、説明1、農林水産業総合振興事業費補助金は、法人等の地域の担い手が整備する農機具等に係る補助金で、4次要望までの所要額と現行予算との差額を計上したものでございます。

建設 課長 次の2、地籍調査事業費交付金の補正は、継続事業の朝日地域板屋越の一部調査区の地籍調査の要望額に対し、減額での割当て内示があり、交付決定したことから減額するものです。歳入は以上になります。

第18款 寄附金

(説明)

観光 課長 18款1項5目、説明欄1、ふるさと納税寄附金1億5,000万円は、令和7年度の寄附増額を見込んだ補正であります。以上です。

歳入

第15款 国庫支出金

(質 疑)

姫路 敏 今の観光課のところ、ふるさと納税のところなのですけれども、これを見ると8億6,120万円というのは、これは予定ですよ、あくまでも。

観光 課長 そのとおりであります。

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第18款 寄附金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第4款 衛生費

(説 明)

上下水道課長 予算書の29ページ、30ページを御覧ください。第4款1項1目保健衛生総務費、第27節繰出金、説明欄3、簡易水道事業会計繰出金につきましては、公営企業会計の補正の際にも御説明いたしました。人事異動に伴う職員人件費の更正により繰出金を追加するものです。31ページ、32ページを御覧ください。説明欄4、上水道事業会計繰出金につきましては、人事異動に伴う人件費のうち、児童手当分に対し繰出金を追加するものです。

第5款 労働費

(説 明)

地域経済振興課長 続きまして、33ページ、34ページを御覧ください。5款労働費、説明欄1、勤労者総合福祉センター運営経費については、エネルギー価格の高騰に伴う電気・ガス料金の上昇により不足が見込まれる指定管理料を増額補正するものであります。

第6款 農林水産業費

(説 明)

農業委員会事務局長 続きまして、6款農林水産業費、1項1目農業委員会費になります。説明1、農業委員会事務局経費は、農地利用最適化交付金の国の内示額により、報酬に不足が生じたものです。説明2、機構集積支援事業経費、説明3、農地中間管理事業業務経費は、人事勧告により、会計年度職員の給与等に不足が生じたものです。次のページの説明4、農業委員会事務局職員人件費は、勧告により職員給与の変更と、人事異動により人件費が減額したものでございます。

農林水産課長 同じく6款1項2目農業総務費と5目農地費のうち農林水産課所管の説明1、ほ場整備事業推進経費、説明3、農業土木職員人件費及び37、38ページの6目農山村振興事業費、説明1、有機センター経費は、いずれも職員の人件費に係るもので、人

事異動等による所要額の補正であります。ページ戻りまして、35、36ページの3目農業振興費、説明1、農業振興経費、農林水産業総合振興事業費補助金は、法人等の地域の担い手が整備する農機具等に係る県補助金であり、このたび4次要望として4件より要望があったことで、所要額と現行予算との差額を計上したものであります。

建設 課長 続きまして、35、36ページの農地費の2、地籍調査経費の補正は、国・県からの地籍調査事業費負担金が要望額に対し減額で交付決定されたことから、今年度予定していた作業工程の見直しを行ったため、測量設計等委託料を減額するものです。

農林水産課長 次に、2項林業費及び3項水産業費は、いずれも職員人件費に係るもので、人事異動等による所要額の補正であります。

上下水道課長 第4項1目農業集落排水処理施設費、第27節繰出金、説明欄1、下水道事業会計繰出金につきましては、人事異動に伴う職員人件費の更正により、繰出金を減額するものです。

第7款 商工費

(説明)

地域経済振興課長 続きまして、7款商工費、説明欄1、商工総務費職員人件費については、人事異動に伴う職員人件費の更正によるものでございます。

観光 課長 その下です。7款1項2目、説明欄1、ふるさと納税経費6,840万円につきましては、歳入のふるさと納税寄附金1億5,000万円を増額補正したことに対する記念品代、通信運搬費、インターネット決済手数料の経費であります。7款1項6目、説明欄1、観光振興一般経費13万8,000円につきましては、会計年度任用職員の報酬額改定による増額補正であります。その下、説明欄2、観光費職員人件費619万8,000円の減額につきましては、職員人件費の改定及び人事異動による減額補正であります。41ページ、42ページを御覧ください。7款1項7目、説明欄1、海水浴場経費22万4,000円につきましては、会計年度任用職員の報酬額改定による増額補正であります。説明欄2、村上市民ふれあいセンター経費111万5,000円につきましては、建物内への雨水浸入を防止するための止水板の購入費用であります。

第8款 土木費

(説明)

建設 課長 次に、8款1項1目土木総務費の1、土木総務管理経費及び2、土木総務費職員人件費の補正は、給与改定によるものです。次に、2項2目道路維持費の1、除雪対策経費の補正は、消雪パイプ施設や除雪機械の作業装置のエッジ交換などの修繕料の増額と、道路除雪などの除排雪委託料を増額するものです。次に、3目道路新設改良費の1、市道整備事業経費の補正は、交付金対象事業である市道下相川日下4号線、運動公園線、朝日まほろば線、府屋勝木線の事業費調整のため、補償金1,971万6,000円を工事請負費に組み替えるものです。また、都市計画道路南中央線の交付金調整に伴い、工事費を増額したものであります。2、道路改良事業費職員人件費は、給与改定によるものです。

都市計画課長 続きまして、43、44ページを御覧ください。8款6項1目都市計画総務費、説明欄1、都市計画総務費職員人件費につきましては、都市計画課7人分の人件費の補正であります。その下、8款6項2目街路事業費、説明欄1、都市計画道路整備事業

経費につきましては、市道南中央線整備事業における事業費の確定に伴い、それぞれ減額するものであります。

観光 課長 8款6項3目公園費、説明欄の1、お幕場・大池公園経費26万4,000円につきましては、経年劣化が著しい野鳥表示板の修繕料であります。

上下水道課長 第7項1目下水道整備費、第27節繰出金、説明欄1、下水道事業会計繰出金につきましては、泉町ポンプ場エンジンポンプのほか、更新事業に伴う増額や、人事異動に伴う職員人件費の更正により繰出金を増額するものです。

都市計画課長 続きまして、8款8項1目住宅管理費の説明欄の1、住宅管理費職員人件費につきましては、都市計画課5人分の人件費の補正であります。以上であります。

第11款 災害復旧費

(説明)

農林水産課長 次に、55、56ページを御覧ください。11款1項2目林道施設災害復旧費、説明1、林業施設災害復旧費の工事請負費は、令和7年9月20日以降の大雨により被災した林道3路線5か所及び道玄池いこいの森森林公園遊歩道2か所の復旧工事に係る工事費です。

観光 課長 11款4項1目その他公共施設災害復旧費、説明欄1、観光施設災害復旧費1,060万円につきましては、10月2日の豪雨による市民ふれあいセンターの多目的ホールの床張り替え工事、ホワイエ、通路のカーペットの張り替え工事に係る経費であります。

第3条「第3表 債務負担行為補正」

(説明)

農林水産課長 それでは、6ページ、7ページを御覧ください。上から6番目、桑川漁港泊地浚渫事業は、国の水産物供給基盤機能保全事業を活用して実施を計画しているもので、港湾工事につきましては、海上の天候に左右されることが多いため、静穏日が多い4月から7月に集中して工事を実施したく、地質調査の調査業務の委託料及び工事費を計上したものでございます。

地域経済振興課長 続きまして、その下にあります未来に向けた住まいづくり推進事業補助金については、新年度速やかに事業を実施いただけるよう、債務負担行為により補正をお願いするものであります。なお、3月初旬頃に初回の申請受付を行い、その後、3月中旬以降に補助金の交付決定をさせていただくよう準備を進めさせていただきます。予算執行残の状況を踏まえて随時受付をさせていただくよう準備を進めさせていただきますようにします。以上であります。

歳出

第4款 衛生費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第5款 労働費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第6款 農林水産業費

(質 疑)

姫路 敏 農林水産業費なのですが、いわゆる今回農業振興経費ということで、熊対策かなと思ったら、農機具とかの補助金とか、そういったようなことなので、違うのだなと。ということは、当初、初日に野村議員さんのほうから、今回の補正についてみれば、熊対策関係の補正はないのですかということで、今回はありませんという課長の答弁ございましたが、今回はないのですか。

農林水産課長 今回につきましては、有害鳥獣に関する補正予算計上はございません。

姫路 敏 分科会長、ちょっと熊関係なのですが、ない予算を質疑というのはちょっとできないものですから、これ質疑、ほか款全部終わってからちょっと私聞きたいことがあるので、協議会に切り替えてちょっと質疑したいのですが、よろしいでしょうか。

河村分科会長 皆さん、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

河村分科会長 了承しました。質疑終わってからで。

富樫 光七 俺もページ数が分からなくなってしまってあれなのだけれども、ふるさと納税ってここでよかったですか。ふるさと納税に対しての予算に。

(「観光」と呼ぶ者あり)

河村分科会長 観光……

富樫 光七 第何款。

河村分科会長 第7款。

富樫 光七 では、そのときにします。

第7款 商工費

(質 疑)

富樫 光七 すみません。俺、ページ数、何か間違えてしまったのですけれども、ふるさと納税の中の補正が1億8,000万って、さっきの記憶によると増える予定になっていましたよね。その内訳なのですけれども、支出のほうで、ふるさと納税のために、その返礼品として、40ページなのですけれども、ここの報償費、説明欄の7項というのですか、ここに4,682万9,000円というふうになっていますよね。これとインターネット決済費を含めてふるさと納税経費、要は1億8,000万売り上げるのにかかった原価がこれ6,840万円という理解でいいのでしょうか。

観光 課長 歳入のほうで今回1億5,000万円の増額補正をさせてもらっております。そのふるさと納税の返礼品等に係る経費がこちらにございます6,840万円ということでございます。

富樫 光七 では、この1億8,000万円というのは1億5,000万。

(「1億5,000万」と呼ぶ者あり)

富樫 光七 1億5,000万円。俺がでは間違っただけけれども、要は1億5,000万円のふるさと納税をする……

(「挙手して」と呼ぶ者あり)

富樫 光七 すみません。この1億5,000万円稼ぐのに原価が6,800万円ぐらいの要は原価としてかかったという理解でいいですか。

観光 課長 こちらに記載ございますのは返礼品に係る経費でございます、実際には、このほかに職員の人件費等も含まれることになっております。

富樫 光七 その人件費も含めた原価というのは、ざっくりどのくらいかかるのでしょうか。この1億5,000万円、ふるさと納税増えた分に対する経費、要は固定費というのですか。
観光 課長 これにつきましては、実際決算が終わらないと出せないところではありますが、ただ法令上で納税額の5割未満に抑えなさいという、そういう決まりがございます。ですので、5割を超えない範囲でやっていかないといけないという、各自治体はそういう制限がございます。

富樫 光七 細かいのですけれども、今の半分を超えてはならないという中には、インターネット決済手数料も込みで半分を超えてはならないのですか。それとも、プレゼントする商品に対して半分を超えてはならないという理解ですか。

観光 課長 5割を超えてはいけないというところは、返礼品に係る記念品代、それからインターネットの決済手数料、それから送料、そういったものを全部込み、それからそこに先ほど申しましたこれに係る職員の人件費、これも全て含めて5割を超えてはいけないという、そういう制限でございます。

富樫 光七 俺何でその話を質問したかという、1億5,000万円を売り上げるのに、ここに6,800万円プラス職員の人件費ということにかかるということで聞いたのだけれども、それに占めるインターネット決済手数料があまりにも多過ぎるので、いや、これはもちろん自分で決められないのかもしれないけれども、これを交渉する余地があるのではないのかなと思って。だって、品物代が4,600万なのに、インターネットの手数料の決済の部分がその半分とは言わないけれども、それに4割もこの手数料、インターネットの手数料にかかっているというのはちょっと商業的に見て不公平があるような気がするのですけれども、これは交渉する余地があるのではないのでしょうか。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

河村分科会長 今の答弁。

(「その件で」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 これ納得できる答弁いただくためには、単純に、1,000万円を売り上げたときに、寄附してもらったときに、20%はさとふるとか、そういうようにインターネット事業者にお支払いする手数料が20%。これは間違っているかどうか、ちょっとあれですよ。それがざっと20%。運搬経費というのも含めて3割がいわゆる納税者に御返金する、御返金というか、与える品物代3割。それで、半分が村上市に寄附金として残ると。これはざっとですよ。そういう考え方でよろしいのですよね。

観光 課長 返礼品、これも制限あるのですけれども、返礼品に係る経費というのは、これは寄附額の3割以内という制限がございます。これを踏襲しつつ、今おっしゃったような送料、それからインターネットの決済手数料、それから人件費、これを加味してこれをさらに5割を超えてはいけないというものがございます。サイト手数料につきましては、今私ども24サイト契約をしておるわけなのですが、そのサイトによって手数料がこれはまちまちなのです。皆さんテレビ見ている、コマーシャル見ている、広報力のあるところについては、やはりその手数料は高い。その代わりに、ふるさと納税はいっぱい入ってくるというような、そういうところがございますので、我々は費用対効果の部分には常に考えて契約はしておる場所なのですが、やはり広報力のあるところについては手数料は高いというような、こういった現状はございます。ですので、サイトによってパーセンテージはまちまちです。

姫路 敏 いや、それは十分分かっているのです、私も。ざっとのことを言っているわけ。寄

附が100%というか、例えば1億寄附もらっても、それはあと諸経費、いわゆるさどふるとかインターネット、そういう通信運搬も含めて、大体2割くらいはそこに支払われると。あと、3割は返礼品の企業にお支払いすると。ですから、実質上残るのは、寄附1億もらっても5,000万が市に残るといような考え方でよろしいですよということを知っているわけだ。

観光 課長
富樫 光七

簡単に言うと、今委員がおっしゃったような、そういう構図になります。

今の話を聞いていて、いや、俺の質問のする場所はここではなくて、国の制度が3割ざっくりその商品代、2割は通信費だって国で決めているのであれば、今ここで私がとやかく言う場所ないのだけれども、私はそんなことを無視した中で今単純に思ったのだけれども、物代が3割なのに、何で通信費とか、その途中に関わる経費、しかもそれもほとんどネットでつながっている時代において、そこに2割のお金をやらねばならないのだということに対して、それは私の発言よりも議長のほうからもっとこれは増やすべきだという発言が本当は欲しいところなのだけれども、私が代わりに言ってしまうのだけれども、それは国の制度で、決まりで、2割はインターネットプラスもろもろと決まっているのであれば、それはここで私が言ってもしょうがないということになりますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

第8款 土木費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条「第3表 債務負担行為補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(河村幸雄君) 暫時休憩を宣する。

(午後 2時09分)

分科会長(河村幸雄君) 分科会の再開を宣する。

(午後 2時48分)

(自由討議)

姫路 敏

今、協議会の中でいろいろとお話しされました。今回、補正には熊対策関係の資金はのっておりませんが、ただ今後、副市長はじめ、担当課、政策監含めて、ぜひ最終日まで、できれば何かちゃんと確定されるようなことがあればありがたいなど、こういうふうに思っております。それがやっぱり猟友会にもやりがいを持ち、ちゃんと持つことにもなるし、そういう意味でいえば、ぜひそういう意味で頑張ってもらいたいなど、こういうふうには思っております。これは私の自由討議ですが、何

か反対者がいれば。

富樫 光七

この話もそうだし、有機栽培の話もそうだし、何を言いたいかという、いつも思うのは、俺こんなところに今来たから、こんなこと初めて意識するのだけれども、普通の市民の目線で見れば、ツキノワグマの今の保証金がどうのこうのとか、有機栽培がどうのこうのなんていうのは、新発田とか、品川区の有機栽培もうやっているみたいなのよりも、もっとここが一番現実的に大事な話ではないですか。今は俺熊の話をしているのに、またずれると言われるから、この辺でやめねばならないのだけれども、そういうことを考えれば、すごく感度がよくないような気がします。市民に対する影響は。だから、やっぱり同じ今このツキノワグマの支援金を出して追加で出してくれるのだったら、やっぱり正月前に話を決めてやったほうがすごく金の価値が高まるし、市民の受けもよくなるしということで、これはぜひ今年中に何らかの形でやっぱり成果というか、市民に伝えられる形で出してほしいなと思います。

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおおりに質疑、自由討議、賛否についての発言を終結し、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第180号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のおおりに可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（河村幸雄君）閉会を宣する。

(午後 2時52分)